

議 事 録 確 認

健全な労使関係と現場第一主義を基に安全・安定輸送を確保できる職場の構築を求める緊急申し入れの交渉経過において、別紙のとおり確認した。

平成 29 年 10 月 27 日

東日本旅客鉄道株式会社大宮支社
総務部勤労担当部長 原 潔



東日本旅客鉄道労働組合大宮地方本部
業 務 部 長 高橋 孝



[別 紙]

(組 合) 大地申第 1 号「JR 東労組大宮地本第 18 回定期大会の発言に基づく申し入れ」(平成 29 年 7 月 14 日)団体交渉(9 月 20 日)1 項において、労使関係に関わる議論を行い、認識一致を行ったにも関わらず、9 月 27 日「人身事故発生時における運転再開について(通達)」を発出した行為は、本部・本社「施策実施に関する確認メモ」の精神に反し、また人身事故発生時の取り扱いについて、労使の議論が深まらず疑念の声に明確に回答されない中で発出されたものであり、団体交渉確認事項に反する事象である。従って、この繰り返し発生させている問題に対する見解及び、同事象を発生させない対策を実施すること。

(会 社) 健全な労使関係に基づき、これまでの交渉経過や本社・本部間の「施策実施に関する確認メモ」を踏まえ、信義誠実の原則に則り、真摯に議論を行ってきたが、繰り返し発生していることを重く受け止めている。なお、人身事故発生時の取扱いに関して情報提供における進め方に改善の余地があったと認識しており、今後は、より前広な情報提供に努め、労使双方向の意思疎通や支社内の調整を図って行く考えである。

(組 合) 西川口駅の人身事故発生時における運転再開方法について、職場から疑念の声が出されているにも関わらず「変更しなかった根拠」及び、平成 29 年 8 月 26 日西川口駅で発生した人身事故後「突然変更した根拠」を示すこと。また、突然通達を発出した為「何が変更になったかわからない」「何で変更になったのかわからない」等の職場からの声を受け止め、変更理由・変更内容について明記した通達を発出すること。

(会 社) 駅務責任者が泊体制をとる業務委託駅における人身事故発生時の運転再開指示については、業務委託を円滑に行う観点から、駅務責任者が現地責任者として対応することとしていたが、社員からの意見を受け、西川口駅で発生した人身事故も踏まえ、より分かりやすい取り扱いとするため関係箇所との調整を行い変更したところである。なお、変更した内容については、あらためて関係箇所に対して周知を検討しているところである。

- (組 合) 安全第一の職場の構築に向け現場第一主義の精神を強く持ち、取り扱いの変更及び新たに取り扱いを実施する場合は、現場の声に真摯に向き合い重視すること。また、現場・労使間の調整を十分におこない認識を一致させた後の実施とすること。
- (会 社) 社員の意見を聞くことは重要であり、今回の議論を踏まえ認識を深めていく。また、労使双方向の意思疎通を図って行く考えである。
- (組 合) 補助者が運転再開指示を可能とする取り扱いについて、安全に関わる重要な事案である為、継続議論とし労使の認識一致に向け努めること。
- (会 社) 人身事故発生時における補助者の役割については、労使の認識を深めるよう継続して取り扱っていく考えである。
- (組 合) 今取り扱いの変更については、明確な指導と十分な教育を実施、認識一致されてからの実施とすること。
- (会 社) 変更した内容については、関係箇所を通じて指導教育を行っているところであるが、取扱いの認識に齟齬が発生しないように現状把握を行い、支社からの支援も継続して行っていく考えである。
- (組 合) 実施後に問題点が発生した時は速やかに改善に向けて取り組むこと。
- (会 社) 問題は生じないと考えているが、具体的に提起があれば「労使間の取扱いに関する協約（平成 27 年 10 月 1 日締結）」に則り取り扱っていく。